

ヒト免疫不全ウイルス感染症に係る障害認定について

平成一〇年二月四日
庁保険発第一号

各都道府県民生主管部(局)保険・国民年金主管課(部)長あて社会保険庁運営部企画・年金管理・年金指導課長連名通知

先般、ヒト免疫不全ウイルス感染者に対する恒久対策の検討を契機として「障害認定に関する検討会」が設置され、障害認定が適正かつ円滑に行われるよう、専門的見地から、障害認定の明確化について検討を行ってきたが、今般、同検討会の検討結果が別添のとおり報告書として取りまとめられたことから、今後のヒト免疫不全ウイルス感染症に係る障害認定における留意事項について以下のとおり取りまとめたので通知する。

ヒト免疫不全ウイルス感染症とその続発症による疾病及び障害については、これまで国民年金・厚生年金保険障害認定基準(昭和六一年三月三一日保険第一五号通知。以下「障害認定基準」という。)第三第一章第一八節「その他の障害」により認定を行ってきたところである。しかしながら、ヒト免疫不全ウイルス感染症は、長期にわたり免疫機能が損なわれることにより多種多様な日和見感染症が続発するという従来の疾患とは全く異なる特性を持っていること、また、ヒト免疫不全ウイルス感染症とその続発症に対する治療は日進月歩であることから、合理的手法により、ヒト免疫不全ウイルス感染症及びその続発症の病態に即した的確な認定を行う必要がある。

このため、ヒト免疫不全ウイルス感染症に係る障害認定については、同検討会設置の経緯及び同報告書の趣旨を踏まえ、左記の留意事項に従い的確に行われたい。

なお、左記の留意事項を含め、ヒト免疫不全ウイルス感染症に係る障害認定に関し疑義が生じた場合は、速やかに企画・年金管理課あて照会されたい。

記

1. ヒト免疫不全ウイルス感染症による障害の範囲について

ヒト免疫不全ウイルス感染症による障害認定の対象となる障害は、次のとおりであること。

- (1) ヒト免疫不全ウイルス感染症とその続発症による労働及び日常生活上の障害
- (2) 副作用等治療の結果として起こる労働及び日常生活上の障害

2. 障害認定のあり方について

続発症(ヒト免疫不全ウイルス消耗症候群、日和見感染症等)の有無及びその程度及びCD四値*1等の免疫機能の低下の状態を含む検査所見、治療及び症状の経過を十分考慮し、労働及び日常生活上の障害を総合的に認定すること。

*1 : CD四値：血液中に含まれるリンパ球の一種で、免疫全体を

つかさどる機能を持つリンパ球のこと。

3. 障害の程度について

(1) ヒト免疫不全ウイルス感染症による障害の程度は、基本的には障害認定基準第三第一章第一八節の認定基準に掲げられている障害の状態とすること。

なお、各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりであること。

一級：回復困難なヒト免疫不全ウイルス感染症及びその合併症の結果、生活が室内に制限されるか日常生活に全面的な介助を要するもの

二級：エイズの指標疾患や免疫不全に起因する疾患又は症状が発生するか、その既往が存在する結果、治療又は再発防止療法が必要で、日常生活が著しく制限されるもの

三級：エイズ指標疾患*2の有無にかかわらず、口腔カンジダ症等の免疫機能低下に関連した症状が持続するか繰り返す結果、治療又は再発防止療法が必要で、労働が制限されるもの

*2 : エイズ指標疾患：サーベイランスのためのAIDS診断基準における特徴的症状に該当する疾患

(2) 病状の程度については、一般状態が次表の一般状態区分表の4に該当するものは一級に、同表の2又は3に該当するものは二級に、同表の1又は2に該当するものは三級に概ね相当するので、認定の参考とすること。